

3. 規約及び細則の改定について

川口ラグビースクール規約

- 第1条(名称) 本スクールは、川口ラグビースクールと称す。
- 第2条(事務局) 本スクールの事務局は運営担当役員宅に置く。
- 第3条(目的) 1 本スクールは、子供たちがラグビーを通じてスポーツの楽しさ、厳しさを学び、健康で明るい社会人に成長することを目的とする。
2 子供達の将来に繋がるための、今やらなければいけない能力の開発を目的とする。
- 第4条(対象) 生徒は、幼児、小学生、中学生を対象とする。
- 第5条(活動) 本スクールの目的を遂行するために次の活動を行う。
1 ラグビーの基礎練習
2 県交流大会への参加
3 交流試合
4 レクリエーション活動
5 スポーツ少年団活動
6 その他本スクールの目的遂行のため必要な活動
- 第6条(期間) 毎年度4月1日にはじまり翌年3月31日に終了する。
- 第7条(会費) 生徒は会費規定により定められた会費を納入する。
- 第8条(入会) 本スクールには、申込書の提出及び会費の納入をもって入会できる。
- 第9条(退会) 次の各号に該当する生徒は退会とする。
1 退会する旨、理由を添えて代表に「退会届」を提出したとき。
2 正当な理由なく更新期日までに会費を納入しなかったとき。
- 第10条(指導) 指導者は、日本ラグビーフットボール協会の指導方針及び日本スポーツ少年団の理念を遵守し、本スクール基本指導方針にのっとり生徒の指導にあたるものとする。
- 第11条(役員) 本スクールに次の役員等を置く
1 代表 1名
2 副代表 **若干名**
3 指導部長 1名(副部長を若干名置く)
4 運営部長 1名(副部長を若干名置く)
5 会計 1名
6 監査 1名
- 第12条
(役員の選出) 代表はスクールの総会において互選する。前条役員の任命は代表に一任する。
- 第13条
(役員の任期) 役員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第14条
(役員の職務) 1 代表はスクールを代表し、スクールに関する事項全般を統轄し、決定権を有する。
緊急の案件が生じた場合、代表、副代表で討議し、決定する事ができる。
2 副代表は代表を補佐し、代表不在時はこれを代行する。
3 運営部と会計は、スクールの会計及び名簿管理、広報活動、渉外その他運営に関する実務全般を担当する。
4 監査は会計を監査する。
- 第15条(組織) 本スクールに次の組織を置く。
1 指導部
①技術指導全般、指導計画の立案、指導者養成、対外試合等のレフリーを務める。
②指導部員(コーチ)とは、代表の指名及び指導者登録を持って部員とする。
③役員として部長1名、副部長若干名を置く。
④専門委員会はJr.、A、B、C、Dの各カテゴリーから選出された委員によって構成し、各委員長の選出は各々の委員の互選による。カテゴリー横断の横串組織としてその任に当たる。委員長は副委員長を指名できる。

○レフェリー委員会:

(役割) 交流会でのレフェリー選任、レフェリー技術の向上、レフェリー講習会受講者の取り纏め

○安全対策委員会:

(役割) 安全対策に関する情報収集とフィードバック、セーフティーサポートの受講促進に努める。(資格者は各カテゴリーで複数名の取得を推進する。)

ケガや熱中症等の未然の防止、万が一、ケガや熱中症等になった場合の対処方法の普及・推進を行う。また、それに伴い必要な安全対策の用具(給水ボトル・氷のう、メディカルバック)の管理も行う。グラウンドにおける安全対策の一環として、震災時や落雷時における対処方法の普及も行う。

○用具・備品委員会:

(役割) 用具・備品の保管・管理・補充

2 運営部

①スクール運営について協議決定するための運営委員会の開催。運営委員会は、スクール運営に関する決議機関とする。

②運営委員会は、原則、月に1回開催し、構成メンバーは以下のとおりとする。

代表、副代表、運営部長、指導部長、会計、各カテゴリーヘッドを招集する。

議案によって、その他必要なメンバーを招集する。

○総務担当(名簿管理、全体調整、その他総務的事項を担当する)

○渉外担当(交流会時等の他スクールとの連絡調整を担当する)

○スポーツ少年団担当(川口市スポーツ少年団との連絡調整を担当する)

○普及・広報担当(普及委員会 委員長兼任)

○保険担当(生徒・指導部員のスポーツ安全保険加入手続を担当する)

3 会計

スクール運営に於ける、予算案の作成、出納の管理、決算書の作成。

4 監査

スクール会計の監査を行う。

第16条(顧問) ラグビーの技術指導、スクール運営等に関する助言を得るため顧問を置く。

第17条(総会) スクール運営の基本方針を決定するため、原則として、毎年、年度当初に代表が指導部員(コーチ)、運営部員、保護者代表を招集し、総会を開催する。保護者代表に加えて、保護者各年代表者(Jr 1、A 2、B 2、C 2、D 1、~~女子1~~)を追加する。

第18条(議決権) 1 指導部員、運営部員、保護者代表、保護者各年代表者の議決権は1名につき1とする。
2 指導部員と運営部員を兼務する者の議決権は1とする。
3 保護者代表、保護者各年代表者が各年に2以上存在する場合、これらの者の議決権の行使については、あわせて1とする。
4 前項により1の議決権とみなされる者は、議決権を行使する者1名を選出しその者の氏名を予め総会開会までに議長又は事務局に届け出なければならない。
5 議決権を有する者は、書面、電磁的方法又は代理人によって議決権を行使することができる。尚、代理人は議決権を有する者でなければならない。

第19条(審議) 総会は次の事項を審議する。

- 1 前年度の活動及び会計報告
- 2 本年度の活動計画及び予算
- 3 役員の承認
- 4 その他必要な事項

第20条(議決) 総会は委任状も含め1/2以上の出席者をもって成立し、議決事項は出席者の過半数の賛成により決する。

第21条
(個人情報保護) 入会および継続申込時に会員より得た個人情報、スクール活動以外の目的には使用しない。例外として、監査役から監査目的で開示要請があった場合は、その限りではない。

付則 1 本規約は設立の日 平成10年4月1日より施行する。

(改正)平成12年4月23日

(改正)平成15年6月8日

(改正)平成16年4月25日

(改正)平成21年8月9日

(改正)平成23年5月28日

(改正)平成26年4月19日

(改正)平成28年4月16日

(改正)平成29年4月15日

(改正)平成30年4月21日

(改正)平成31年4月27日

※当規約の改正は平成31年の総会より適用する。

川口ラグビースクール細則

1. 会費規定
 - 1 ミニ年会費(年額) ¥15,000(2学期[9～12月]からの入会は¥10,000。3学期[1月～3月]からの入会は¥5,000)
 - 2 ジュニア年会費(年額) ¥15,000(2学期[9～12月]からの入会は¥10,000。3学期[1月～3月]からの入会は¥5,000)

■新中1特例■
部活動とスクールJr.との両立を模索するなか、会費規定とは別に次のような特例を定める。
(適用者)特例を希望する中学1年生
(特例期間)4/1～5/31
(特例会費)¥2,500(スポーツ安全保険、県協会登録料他各登録料を含む)
(特例終了)6月以降も継続して参加する場合は、通常の会費規定に従い年額から¥2,500を減じた金額を納める。
 - 3 リリー・アスレチック・クラブ(以下LAC)入会金 新規入会者はLAC新規加入費として¥3,000が加算されます。
継続会員はLAC年会費としてスクール年会費¥15,000のうち¥1,200が充当されます。
 - 4 途中退会の場合、それまでに払い込まれた会費の返還はおこなわない。
 - 5 その他会費
夏合宿、学期末行事等で参加者に対し別途会費を請求する場合がある。使途および金額については、運営委員会の承認を必要とする。
 - 6 会費改定の手続き
年度途中で運営費不足が予見された時点で会計担当は、速やかに運営部に報告する。更に会費の改定が必要とされる場合は、予・実績対比可能な資料(以下、予実資料)と補正予算書を運営委員会に提出したうえで承認を必要とする。
また、予実資料と補正予算は会員の求めに対し、いつでも開示できるようにする。
2. 旅費規定
 - 1 代表者会議、講習会、代表が承認した活動、等にスクールを代表して参加した場合、旅費テーブルに記載された旅費が支給される。
 - 2 交通費(実費)が旅費テーブルに記載された旅費を超えた場合は、その差額分を会計担当に請求することが出来る。会計担当は請求に対し適切に処理する。
 - 3 自家用車を利用した場合には、各カテゴリー2台分を上限に支給される。

旅費テーブル

I	都内(山手線内)・戸田・南浦和・草加	1000円
II	所沢・浦和大原・大宮・三郷・葛飾	2000円
III	川越・さやま・上尾・鴻巣・キズーチ・柏	2500円
IV	飯能・小川・東松山・熊谷・千葉・ 海老名	3000円
V	高崎・水戸	6000円

3.慶弔基準

1 基本事項

- 1)対応は本人及び・1親等親族のみとする
- 2)代表が重要と見なした、他団体の重要人物

※本人とは

- ①スクール生(子供)
 - ②指導者登録をしている大人(及び配偶者)
- 但し、指導者の両親は対象から除外

※1親等とは

- ①本人の両親
- ②本人の子供

※本人の配偶者は含まれる

※スクールに現在時点で登録している方を対象とする

※退会されている方は基本対象者では無い

※上記基本事項以上の対応を実施する場合は、代表、副代表判断又は運営委員会にて対応を決定する

2 計報対応基準

故人	香典額	供花	弔電台紙
スクール生本人	1万円	○	○1000円
大人(指導者)本人	1万円	○	○1000円
スクール生の両親	5000円	—	○500円
指導者の配偶者	5000円	—	○500円
他団体重要者	5000円	—	○500円

※上記基本事項以上の対応を実施する場合は、代表、副代表判断又は運営委員会にて対応を決定する

※スクール生の兄弟でスクールに登録されていない方は慶弔基準対象では無い

※香典金額は、上記範囲を原則上限とする

※上記金額を超えて対応が必要な場合は、代表の事前承認を得る

※消費税は別途含む

3 対応方法

1)弔電

弔電依頼は総務担当又は運営部長又は副部長が実施する

コストは経費申請書にて、会計に申告する

差出人は「川口ラグビスクール 一同」とする

2)供花

会計担当が、代表の指示において、葬儀会場と相談し、手配する

3)香典

代表名で参列者の最上位職者が持参する。

4)交通費

代表指名で、スクール代表として葬儀に参列する場合は、交通費テーブルに合わせて、交通費を申請出来る

5)その他

名前が必要なところは全て、スクール代表者名で対応する
慶弔対応を実施した内容は、運営委員会を通して共有する
※訃報対応基準にないものは全て個人負担とする
個人で対応する香典は、3～5千円 を目安とする

付則

1 本細則の改廃は総会において出席者の1／2以上の同意を必要とする。

2 本細則は平成15年6月1日より施行する。

(改正)平成16年4月25日

(改正)平成17年5月14日

(改正)平成21年8月9日

(改正)平成22年5月29日

(改正)平成23年5月28日

(改正)平成26年4月19日

(改正)平成27年4月18日

(改正)平成29年4月15日

(改正)平成30年4月21日

(改正)平成31年4月27日

※当規約の改正は平成31年の総会より適用する。